2

## 自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について (案)新旧対照表

新	旧
自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について(案)	<u>平成27年度</u> 自動車アセスメント試験対象車種
<ul> <li>対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。</li> <li>3月末時点又は9月末時点に新車として販売されている自動車から選定を行う。 前期は3月末、後期は9月末時点で販売されているものの中から10車種程度(前期5車種、後期5車種程度)を選定する。 なお、予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種の選定にあっては、平成27年9月末時点で予防安全性能試験を実施しておらず、かつ、実施の予定がない車種から10車種程度を選定する。 ただし、自動車製作者等の申し出があった車種数も考慮して選定する。</li> <li>直近1年間の販売実績が上位の車種(2.⑤に規定する特別枠選定車種を除く。)から選定する。</li> </ul>	<ul> <li>(前期5車種、後期5車種程度)を選定する。</li> <li>なお、予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種</li> <li>点で予防安全性能試験を実施しておらず、かつ、実施の予する。</li> <li>ただし、自動車製作者等の申し出があった車種数も考慮</li> </ul>
ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実績 等も考慮して選定する。 ① 自動選定 前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に	等も考慮して選定する。 ① 自動選定
選定することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、 フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算2万5 千台以上となった時点で自動的に選定できる。	選定することができる。なお、ニューモデル車種は発売が フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前 千台以上となった時点で自動的に選定できる。
<ul> <li>後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。</li> <li>② OEM車<sub>注1</sub>の取り扱い</li> <li>型式指定等を申請した自動車製作者等の販売実績(年間換算)に、OEM車による販売台数</li> <li>を加算する。</li> </ul>	<ul> <li>後期の選定においては、全車種を自動的に選定するこ</li> <li>② OEM車<sub>注1</sub>の取り扱い</li> <li>型式指定等を申請した自動車製作者等の販売実績(年を加算する。</li> </ul>
<ul> <li>③ 販売実績の算出方法</li> <li>販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。</li> <li>(ア) 前期: <u>3月</u>末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績</li> <li>後期: <u>9月</u>末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績</li> <li>(イ) <u>前期:前年10月</u>以降にフルモデルチェンジされた車種については、(ア)又はフルモ</li> </ul>	<ul> <li>③ 販売実績の算出方法</li> <li>販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6</li> <li>(ア) 前期: <u>平成27年3月</u>末時点に販売されている新 後期: <u>平成27年9月</u>末時点に販売されている新</li> <li>(イ) <u>平成26年10月</u>以降にフルモデルチェンジされた</li> </ul>
デルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×(前年の全小型・普通乗用 車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数)の多い方。 後期:前年4月以降にフルモデルチェンジされた車種については、(ア)又はフルモ デルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×(前年の全小型・普通乗用 車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数)の多い方。 (ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考 慮する。)	ルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売 車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通 (ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮でき る。)
<ul> <li>(ウ) ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×(183日/販売</li> <li>日数)により算出する。ただし、<u>3月</u>末時点又は<u>9月</u>末時点で30日間以上の販売実績が</li> </ul>	

平成27年度第3回自動車アセスメント評価検討会検討会 資料7-1

車種の選定方法について

5されている自動車から選定を行う。 ご販売されているものの中から10車種程度

種の選定にあっては、平成27年9月末時 の予定がない車種から10車種程度を選定

「慮して選定する。

特別枠選定車種を除く。)から選定する。 られないものは、前のモデルの販売実績

3以上の車種は、5車種を上限に自動的に 売から30日以後における年間換算台数が、 は前モデルの販売実績が、年間換算2万5

っことができる。

(年間換算)に、OEM車による販売台数

6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。
 新車の直近6ヶ月間の販売実績
 新車の直近6ヶ月間の販売実績
 ホ車種については、(ア)又はフルモデ
 売実績×(<u>平成26年</u>の全小型・普通乗用
 予通乗用車販売台数)の多い方。
 ぎきないものについてはその実勢を考慮す

種については、販売実績×(183日/販売 末時点又は<u>平成27年9月</u>末時点で30日間

無い車種については対象としない。	以上の販売実績が無い車種については対象としな
④ 車両価格が高価な車種の取り扱い	④ 車両価格が高価な車種の取り扱い
車両価格が500万円を超える車種については原則として選定しない。ただし、予算上、400万	
円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能	
な範囲の車種を選定することとする。	な範囲の車種を選定することとする。
また、500万円を超える車種であっても、販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に参い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。	多また、500万円を超える車種であっても、販売実績が他い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定で
⑤ 特別枠選定車種の取扱い	⑤特別枠選定車種の取扱い
社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車7	社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検
セスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわら	っ セスメント評価結果を公表することが有益であると判断
ず選定することができる。	ず選定することができる。
⑥ 選定された車種における試験車両	⑥ 選定された車種における試験車両
最量販グレードを試験車両とする。この場合において、最量販グレードに安全性能に係るス	ト 最量販グレードを試験車両とする。この場合において
プション装備があるものは、原則として車種全体の装備率が50%を超える場合にはこれを装備	着 プション装備があるものは、原則として車種全体の装備
する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場(ディーラー等)で調達が可能	と する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両
な場合に限る。	な場合に限る。
また、グレードの違いが評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以タ	
のグレードを試験車両とすることができるものとする。	のグレードを試験車両とすることができるものとする。
3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選定しない。	3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選
① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入	① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は
して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。	して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象と
② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公表にあっては8月末、 <u>後期</u> にあっては	2 マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公
12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象と	っては12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を
し、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。	象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種
4. 2. による選定にあっては、	4. 2. による選定にあっては、
① 1メーカーあたり4 車種を上限とする。	① 1メーカーあたり4 車種を上限とする。
② 輸入自動車については、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種を上限とする。	② 輸入自動車については、1インポーターあたり前期
5. 予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種の選定にあっては、2.による選定を次の通り	0 5. 予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種の選び
読み替える。	読み替える。
① 自動選定中「販売実績が年間2万5千台以上・・」を「販売実績が年間5千台以上・・」	
② 車両価格が高価な車種の取り扱い中「車両価格が「500万円」を超える車種については原則	
として選定しない。を「1000万円を越える」に	として選定しない。を「1000万円を越える」に
③ 4. 2. による選定にあっては、「② 輸入自動車については、1 インポーターあたり前期	<ul> <li>③ 4. 2. による選定にあっては、「② 輸入自動車に-</li> </ul>

ない。

して選定しない。ただし、予算上、400万 は、販売台数の上位車種の中から選定可能

が他の選定候補の車種と比較して非常に多 こできることとする。

6検討会において、当該自動車の自動車ア 川断された場合には、販売実績にかかわら

ヽて、最量販グレードに安全性能に係るオ €備率が50%を超える場合にはこれを装備 互両を市場(ディーラー等)で調達が可能

とぼさない場合には、最量販グレード以外 5。

t選定しない。

重は、フルモデルチェンジ後の車種を購入 きとしない。

日公表にあっては8月末、<u>年度末公表</u>にあ 重を調達することができる場合に試験の対 正種を試験の対象とする。

う期・後期毎に1車種を上限とする。

選定にあっては、2.による選定を次の通り

」を「販売実績が年間5千台以上・・」

「500万円」を超える車種については原則

については、1インポーターあたり前期・

	後期毎に「1車種」を上限とする。を「・・・2車種を上限・・」に		後期毎に「1車種」を上限とする。を「・・・2車種
<del>5</del> 6.	これまで実施した車種であって、構造に変更がないものは選定しない。	<del>5</del> 6.	これまで実施した車種であって、構造に変更がないも
<mark>6</mark> 7. る。	自動車製作者等から申し出があった車種や検討の結果、特に必要と認められた車種を選定す	<mark>6</mark> 7. る。	自動車製作者等から申し出があった車種や検討の結果
注1	: OEMとは、納入先商標 による受託製造を示す。	注1	: OEMとは、納入先商標 による受託製造を示す。

車種を上限・・」に

ものは選定しない。

果、特に必要と認められた車種を選定す